

令和3年度第3回相生市学校教育審議会概要

日 時：令和3年10月1日（金）19時00分から20時50分

会 場：扶桑電通なぎさホール中ホール

出席者：安藤会長・山田委員・松下委員・榊田委員・長棟委員・坪井委員・
長谷川委員・石山委員・高根委員・松原委員・坂本委員・森上委員

事務局：浅井教育長・宮崎次長・山本次長・佐原管理課長・
木本学校教育課長・富田管理課副主幹

事務局 定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第3回相生市学校教育審議会を開催いたします。

はじめに、浅井教育長よりご挨拶を申し上げます。

教育長 こんにちは。今回も出にくい中、出席いただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルスでございますが、相生市の幼小中学校において新学期以降感染者は出ておりません。

また、12歳以上の子どもたちについても、積極的なワクチン接種が進んでおり、保護者の方の新型コロナウイルスに対する意識の高さに感謝しております。我々も十分に気を付けて、学校の教育活動を続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

本日も長時間の審議になりますが、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、以降の進行については、安藤会長、よろしくお願いいたします。

会長 それでは、次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症防止の措置として施設の利用時間に制限がございますので、委員の皆様にはスムーズな議事の進行にご協力をいただきたいと思います。

まず、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。

事務局 本日の審議会の委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。本日の出席委員は12人中、12人の委員に出席していただいております。相生市学校教育審議会条例第6条第2項の規定により、過半数の出席がありますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、榊田委員を指名いたします。議事録の署名については、事務局が本日の議事録を作成後、内容をご確認いただき署名をお願いします。

次に、本日、傍聴希望はありますか。

事務局 傍聴希望者はありません。

会長 それでは、議事に入ります。まず、「第2次相生市教育振興基本計画(素案)について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

会長 計画の肝である第4章については、後ほど施策毎にご質問等をお聞きして進めていきたいと思っておりますので、まずは、第1～3章及び第5章についてご意見・ご質問等をお願いします。

会長 第5章の「計画の点検及び評価」ですが、評価をする際にこういったものを用いて評価するのか、アウトプット評価やアウトカム評価など、こういった観点で評価するのかをお願いします。

事務局 取組事項等については、事務事業評価の中でアウトプット指標により評価していくこととしております。

事務局 事務事業評価とは別に、本計画には施策の体系毎にアウトカム指標を設定し成果を測りたいと考えております。このように細かな事業と大きな施策を両面で評価することとしております。

会長 本日、指標の議論がありますので、それが終了した後には、先ほど説明のあった成果指標等についても計画に記載したほうがいいのではないかと思いますので、ご検討をお願いします。

会長 ないようであれば、先に進みたいと思っております。それでは今後の10年の方向性である第4章について審議を進めていきたいと思っております。

施策毎に進めていきたいと思っておりますので、P30の施策1-1幼児教育の充実についてご質問・ご意見等をお願いします。

先ほど、事務局より前回のみなさまのご意見を踏まえて修正しているというご説明がありましたので、意見が伝わっているかもあわせてお願いします。

会長 預かり保育の現状としては、どうなっていますか。

事務局 預かり保育事業は、全6園で通常保育終了後の14時から17時まで希望する4、5歳児を対象に実施しております。令和2年度の利用率に

については54.9%となっており、令和元年度から比べると大きく増加傾向となっております。

委員 3歳児が預かり保育を利用できないのはなぜですか。

事務局 国の保育要領により、子どもへの負担を考え、年齢によっては一定の家庭保育が必要とされています。そのため、バランスをもった保育をするという観点から相生市では4、5歳児を対象としております。

委員 3歳児に預かり保育をしてはいけないということではないのですか。

事務局 実施してはいけないということではないですが、子どもの負担を考えて、3歳児は10月まで通常保育も午前保育として徐々に慣らしておりますので、国の方針に基づき、相生市では3歳児への預かり保育をしていないということになります。

委員 3歳と5歳の兄弟がいれば2度お迎えに行かないといけないことがあるので、一緒に利用できたらいいのかなと思ひまして。要望の数が多ければ受け入れることは可能なのでしょうか。

事務局 幼児教育の目的があり、子どもの負担を考えて現状の形にしておりますので、長時間の預かりが必要だということであれば保育所や認定こども園を選択いただくなどのさび分けをしております。

委員 わかりました。ありがとうございました。

会長 他にありますでしょうか。

会長 それでは、最後に振り返りを行いますので先に進みたいと思います。次に1-2確かな学力の育成について、5つの取組事項がございますのでご質問・ご意見等をお願いします。

会長 この施策には5つの取組事項がありますが、この中で教育委員会でポイントと考えているのはどこになりますか。

事務局 前計画と違うのは3-4ページの言語活動・読書活動の充実になります。前回の計画では読書活動だけでしたが、言語活動を新たに入れていきます。言語活動については学習指導要領の中で国語科を中心として言葉の力を育てていきたいと思います。国語だけでなく各教科においても「記録」「要約」「説明」「論述」等の言語活動を充実させ、子ど

もたちの力を伸ばしていこうということで、読書活動と併せて新たにポイントとして入れております。

会長 主な取組の内容のところに「言語活動につなげていく学習場面を工夫し」とありますが、例えば事務局より説明のあった「各教科において言語活動につなげていく学習場面を工夫し」などここにも記載いただいた方がわかりやすいと感じました。

会長 その他にはいかがでしょうか。

委員 33ページの主な取組の「きめ細かな指導の実施」ですが、きめ細かな指導というと色々あると思いますが、現在、小学校では少人数での指導ということで、複数の教員が丁寧に指導に関わるということを行っています。これは、相生市も国や県が行っていることを受けてやっているということになりますので、相生らしさとは違うかもしれませんが、「少人数での指導」という記載があった方がきめ細かな指導としてはいいのではないかと思います。

事務局 相生市では、県の新学習システムを活用しておりますが、この度、見直しがされ、新たなシステムになるということを聞いております。しかし、今後も少人数での指導というのは、継続していきたいと考えておりますので、追記する方向で検討いたします。

会長 よろしいでしょうか。

委員 「少人数」ということにこだわりましたが、「複数人の教員による指導」でもきめ細かな指導になると思いますので、そういう体制は続けていくことが重要だと思います。今後、少人数ということが薄れていくことも考えられますので、記載は今後の情勢にあわせた表現でご検討をお願いします。

会長 他にいかがでしょうか。

委員 1-2の確かな学力の育成に新学習指導要領にある3つの資質として知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学びに向かう力・人間性があるので、1-2-①学力向上方策の充実の今後の方向と目標の中にベースとなる主体的に学びに向かう力や人間性等ということを記載する方がつながりがいいと思いますので、検討をお願いしたい。

会長 3つの資質能力の育成と紐付けるような文章で、この3つがあるとい

うことを明確に打ち出した方がいいということだと思いますので、表現については、事務局で検討をお願いします。

会長 それでは、最後に振り返りを行いますので先に進みたいと思います。
次に1－3豊かな心の育成について、5つの取組事項がございますのでご質問・ご意見等をお願いします。

会長 主な取組に「相生型ハイブリッド学習の推進」というのがありますが、詳細をご説明いただけますか。

事務局 36ページの主な取組に「情報活用能力の育成」を掲げております。一人一台端末が整備され、GIGAスクール構想が進んでおりますので、ICTの活用を進めていきたいと思っています。しかし、それだけでは子どもたちの心の部分が育ちにくいいため、ICT機器を活用した個別学習や協働学習だけを推進することだけではなく、ふれあいや絆を重視した体験活動を充実させ、これらを両輪として推進するという思いを「相生型ハイブリッド学習」と銘打って進めていくというものです。

会長 これは、例えば1単元内で必ずICTを活用してやることとふれあいながらやることがあるということではなくて、最先端のテクノロジーを使いながらする単元もあれば、昔ながらの教育も大切にして実施するものもあるという捉え方でよろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 これは既に実施しているもので、さらに充実させていくという考えでよろしいでしょうか。

事務局 はい。既に実施しているものになります。

委員 教育の現状の説明で自然災害や新型コロナの話がありました。また、取組事項の「道徳教育の充実」には、生命の尊重と書かれていますので、次の取組事項の「体験活動の充実」にも防災という観点を入れてはどうかと考えます。

事務局 52ページに「防災教育の実施」という主な取組を入れておりますが、それだけではなく心の育成としても必要ではないかというご意見でよろしいでしょうか

委員 色々なところに記載があってもいいと思います。

事務局 内容に入れさせていただく方向で検討させていただきます。

会長 41ページの主な取組の「ふるさと教育の推進」と「ふるさと相生を愛する心の育成」を分けられたのはどうしてですか。

事務局 「ふるさと相生を愛する心の育成」は、市の文化財であるペーロンを重視しており、ペーロン文化を今後継承していくということと「ふるさと教育の推進」では相生市内で各地区の地域性がありますので、地域への参加という考え方で分けさせていただいております。

会長 ありがとうございます。

委員 相生の伝統文化でペーロン以外にはどういったものがありますか。

事務局 例えば祭の文化があります。各地域で祭の特色がありますので、そういったことを念頭において、特色を次の世代につないでいくということを考えております。

委員 子どもたちの参加はどのような感じですか。

事務局 令和元年度になりますが22ページに意識調査として、「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」という問いの結果を掲載しております。それで見ますと、中学校は66%、小学校は73.1%という状況です。

令和2年度についても同様に全国の子たちよりも高い参加率になっております。

委員 具体的には子どもたちは地域行事に参加していると思いますが、ここに記載されている「積極的に参加します。」という表現は主語が子どもたちになっていきますので、他は主語が教職員なので、ここも「参加するために地域の伝統文化、伝統芸能等を知る教育を進めます。」といった表現がいいのではないかと。

事務局 表現について検討させていただきます。

会長 他はよろしいでしょうか。それでは、最後に振り返りを行いますので先に進みたいと思います。次に1-4健全な体の育成について、3つの取組事項がございますのでご質問・ご意見等をお願いします。

会長 46ページ1-4-2の健康教育の推進ですけども、これについて従

前の振興基本計画と比べて、何か変化や変わったことがあれば教えていただけますか。あと、もう1つは次のページ1-4-3の食育の推進についてですが、授業における食育の推進のところで、栄養教諭についてお聞きします。現在、相生市には栄養教諭の方がどのくらいの人数がいらっしゃって、ご担当してる状況を今、分かる範囲で教えていただけますでしょうか。

事務局　　まず、健康教育の推進で新たな項目ということですが、46ページの主な取組の2つ目、「感染症やアレルギーに対する教育」として、新型コロナウイルスのことを新たに時代潮流にあげておりますので、今は新型コロナウイルスですけれども、これからも何らかの感染症は起こりうるだろうということで、感染症に対する知識を子どもたちにつけていきたいということと、最近の子どもたちはよくアレルギーを持っておりますので、そのことに対する教育を充実させていきたいということで新たに加えております。

2つ目のご質問の授業における食育の推進についてですが、相生市は今、小学校で5つの給食室を持っており、その中で2校に栄養教諭を配置しています。その2名の栄養教諭が中心となっておりますが、栄養教諭がない学校については教諭が栄養教諭と連携しながら食育を総合的な学習等で進めていっております。

会長　　栄養教諭がいろんな学校を回っているというよりは、配置校ではその人が専門的にやって、栄養教諭がないところでは普通の教諭がされているということですね。

事務局　　栄養教諭はその2校だけに指導をするというわけではなく、他の学校では教諭と連携し、教諭のほうから伝えるということもあります。

また、出前授業の形で対応することもございます。

それから、食育は栄養教諭だけがするというわけではなく、例えば給食時の校内放送を使って、今日の給食について、食材としてこんなものがあります、これはこういう願いで市内の生産者さんが育てたものですよといった解説をさせていただきながら、子どもたちの食に対する理解を深めております。中学校では、コロナウイルスの関係で、昨年度は実施できませんでしたが、漁業協同組合と連携しまして、地域の食材である牡蠣の料理教室を行い、生産者の思いを直接中学校3校の生徒に伝える取り組みをさせていただいております。

会長　　他にいかがでしょうか

委員　　47ページですが、授業における食育の推進とあります。授業に限定

したような表現になっているんですが、前計画では食に関する指導の充実という表現であったものをあえて授業におけるってことになるのと、授業に特化したような取り組みを進めるということになります。それだけじゃなくて、先ほど情報発信とか給食の時の放送というのも食育の一つだと思っているんですが、何か授業におけるという言葉をあえて出している意図というのはどういったことでしょうか。

事務局　　主な取組に「学校給食の充実」ということがありましたので、学校給食だけで食育をしているわけではないということを伝えたくて、検討の結果、授業における食育の推進としました。授業だけであるという意味ではないので、そのような誤解を生みそうということであれば名称変更を考えていきたいと思います。

会長　　いかがでしょうか。

委員　　学校給食だけでなく、色々な分野や所で行うということが、先ほどの説明でわざと付けられたんだということがよく分かりました。しかし、授業だけじゃないなという思いがあるので、何か良い表現はないかなと思います。

会長　　表現については事務局のほうで推考していただいて、また、次回出していただければと思います。それでは他にございますでしょうか。無いようであれば次に進めさせていただきたいと思います。

会長　　それでは、次に1－5学びを支える体制の充実について、6つの取組事項がございますのでご質問・ご意見等をお願いします。

事務局　　この施策1－5の学びを支える体制の充実について、補足で説明をさせていただきたいと思います。今回、新たに学びを支える体制の充実という項をおこしております。第1回の時にも説明させていただきましたが、この施策に教職員の働き方改革や幼小中一貫教育を持ってきております。

また、青少年健全育成ということで相生市で言えば少年育成センターの活動であるとか、⑥では専門家等と連携した支援体制の充実ということで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応教室、様々な機関と学校とが一緒になって、地域も一緒になって子どもたちを支えるということで学びを支える体制の充実ということを含めて作っておりますので、そういう点を工夫しているということで、追加で説明をさせていただきます。

会長 今、事務局から補足として1-5のポイントについてご説明をいただきましたが、それをふまえて何かございますでしょうか。

会長 一つお聞きしてもいいでしょうか。「働きやすい職場環境づくり」のところで、ハラスメントのない明るく元気な職場の環境づくりを支援します、もちろんこれはすごく重要なプランなんですけども、支援をするというのは具体的にどのような支援を教育委員会は考えておられるのかをお願いします。

事務局 まず、今年度6月に相生市教育委員会のハラスメント防止指針というものを策定しております。教育委員会と教員方だけではなく学校には子どもたちもいますので、子どもたちへのハラスメントも心配されますので、指針に従って守るという意味での支援がまず一つあります。

あとは、職場環境づくりとして、相談窓口を教育委員会にしていますので、こういうことを学校に周知をしていく支援をしていきます。

会長 分かりました。ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

会長 あともう一つ、51ページの相生型幼小中一貫教育、もちろん市教委が所管されている幼小中の一貫というのは分かりますが、例えば相生市の場合、市内に県立高校がございますよね。県立学校ですので、所掌しているのは全然違うところですが、そういったところと何か連携をしている事例とかはあるのでしょうか。

事務局 相生市には相生高等学校と相生産業高等学校の2校の高校があります。相生高等学校は、目の前に山手幼稚園という幼稚園があります。今はコロナ禍でなかなか交流は出来ていませんが、高校生が幼稚園児とふれあい一緒に遊ぶということをやっています。相生産業高校につきましては、ペーロンを通じた交流や、小学校でものづくり体験の指導をしてもらい交流したという実績がございます。

会長 ここに書くかどうかはともかくとして、そういう実績があるのであればこれからも充実させていくというのもありかと思います。高校がある自治体は多いですけども、無い自治体もあって、それは地元の強みです。しかも2校もあるというのは大きいので、ここに書くと相生型の幼小中って言っているのが違和感がありますが、どこかに県立高校との連携というものがあってもいいのかなと思います。他にはいかがでしょうか。

会長 先生方の勤務時間管理のことが50ページに記載されておりますが、実際、今相生市の学校の先生方の勤務の状況というものはどうなんですか。

ようか。ひどい状況なのか、それとも割と適切な感じになってきているのか、そのようなことを実感含めて先生方いかがでしょうか。

委員 記録簿で、いわゆる時間外の勤務時間等をチェックしています。いつまでも学校に教員が残って仕事をしているというのは減ってきているように思います。ただ、どうしても若い教員、経験がまだ浅く、学校のいろんな自分の業務に慣れない教員が遅くまで残っているという現状があります。それから学校の規模でも差があるというふうには思います。

会長 やっぱり大規模校のほうが超勤が多いでしょうか。

委員 そうですね、遅くまで残っている教員が多いような感じがします。でも意識としては随分、教員も先を見ながら自分の業務のことを計画をしながらというふうにはなっていると思います。

会長 よろしいでしょうか。

事務局 主な取り組みの2番目、業務改善・校務のICT化というところにも書かせていただいておりますけども、定時退勤・ノー部活・ノー会議デーなどの取り組みも進めて、教員の意識も以前と比べたら変わってきて、超勤時間も下降傾向にはなっていると把握しております。コロナ禍の対応ということで、令和2年度については、今まで下降傾向だったところが、いくらか増加しましたが現在は減りつつある状況になっております。

同じく先ほどの業務改善、校務のICT化ですが、校務支援システムが導入されて本格稼働しております。今までであれば、例えば通知表であったり、その他の帳簿であったりというのを、個別にバラバラで手作業していたが、今は入力を一回しておけば、それをいろいろな帳簿のほうにシステムが転記してくれるというものです。こういった事務処理面での効率化、業務改善も現在は進めております。

会長 他はいかがでしょう。

委員 50ページが一番下の主な取組に「外部人材の積極的な活用の推進」という項目がありますが、今はどういう状況なのか教えていただきたい。

事務局 外部人材というところですが、外部人材には様々な人たちがいます。市としては県の事業になります。スクールサポートスタッフを小中学校に配置しています。教員が子どもたちに配布するプリントを印刷したり、実験器具の準備・片付けを行ったり、教員たちの業務の手助けをしています。

また、部活動指導員が教員が職員会議をしている間、部活動の指導をして、競技経験が不足している技術指導に当たって下さるので、安心して活動することができております。

また、登下校関係、それから休み時間の子どもたちの遊びのことで、ボランティアとして地域の方が学校に来て下さったり、あるいは登下校の様子を見守って下さったりと地域の方のご協力も頂いて、子どもたちの安全で安心な学校生活が確保されております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。ありがとうございました。

会長 それでは、次に進めさせていただきます。1－6教育の機会均等の確保になりますがこれは取組事項が1つになります。ご質問・ご意見等をお願いします。

事務局 この施策については、前回と変わっているところはございません。教育基本法に基づいて就学に対する支援を記載しております。

会長 それでは、次に進めさせていただきます。最後の項目になります1－7学校教育施設の整備になりますが、これについてご質問・ご意見等をお願いします。

委員 56ページにあります主な取組「維持修繕の実施」について、内容欄に耐用年数を勘案して、大規模改修や長寿命化改修についての検討を行いますとありますが、前回の資料では建替という表現があったかと思えます。建替の検討は行わないということでしょうか。

事務局 前回、建替という表現をしておりましたが、建替等の整備については、今後の1－7－②適正規模・適正配置の議論の中で進めていくこととしております。

委員 古い建物で経過年数はどれぐらいでしょうか。

事務局 小学校では相生小学校が昭和34年建築で、60年以上が経過しているということになります。

委員 耐震補強は実施しているということで、今後は改修に取り組む計画ということですか。

事務局

はい。

委員

ありがとうございました。

会長

主な取組にある「学習環境の充実」というのは、どういったものを想定したものになりますか。

事務局

例えば、J I S規格の机の更新やコロナ禍にあるパーテーション等の設置など子どもたちが学校で生活する上で関わってくるものを含めて学習環境としておりまして、一人一台パソコンの整備についても含めております。

会長

I C Tの部分をイメージしましたので、先ほどの説明の中でI C T関連も含まれるということであれば、これでいいのではないかとも思います。

会長

その他いかかでしょうか。

委員

安全安心ということで安全基準というのは現在の基準を満たしていると考えていいのか。また、南海トラフ地震がいわれておりますが、それを踏まえての安全基準を満たしているという状況なのかお願いします。

事務局

耐震については、県が試算している最大規模の地震に耐えうる耐震化工事を実施し、学校は避難所にもなりますので耐震基準を満たしております。また、文部科学省が学校の安全衛生基準において指標が示されておりますので、それを満たしたものとなっております。

委員

その基準というのは、最新のものになるのか、整備当時のものなのか。

会長

現在、示されている基準を満たす整備を実施しております。学校の環境衛生基準は何年か間に一度、変更されます。例えば、室温が変更された場合では空調整備をしておりますので即座に対応している状況です。

委員

それらを管理している人は各学校にいるのですか。

事務局

管理者は校長になりますが、それぞれ学校担任や室管理者がチェックします。

また、不備等があれば年2回学校から教育委員会に施設改修要望がありますし、年に3回校長面談を実施していることから即座に対応してい

ます。

委員 建物は分かりました。山の上に位置する学校が多いですが、地盤については、どうでしょうか。

事務局 建設時には地盤調査をしております。地盤以外でも、耐震化工事の際には、コンクリート強度等を調べていますので、安全性は担保されています。

委員 今の基準に合致しているかどうかというのはどうでしょうか。

事務局 耐震の設計時に建築基準法が改正されたもので実施しているので、地盤が沈下する恐れはないと考えております。

会長 他にないでしょうか。ないようであれば全ての施策が終了しましたので、今一度振り返って全体を通してありますでしょうか。

委員 53ページに補導という言葉がありますが、この言葉をいつまで使うのかと考えている。少年育成センターもかつては補導所とっていましたが、補導所というのも県下で1つか2つになって、ほとんどが青少年育成という形になっている。こういうことからみても補導という言葉は10年使っているのかという思いがあります。それに代わる言葉が難しいとも思いますが、計画が変われば他のものも変えやすいと思いますので時代に合った形での検討をお願いします。

事務局 補導という言葉が青少年育成活動などの言葉に置き換えられないかということを含めて、時代に合った形となるよう検討させていただきます。

会長 変えるのは難しいことではないのですか。

事務局 規則関係の改正が必要となってきますので、全体の調整が必要となります。

会長 わかりました。検討をお願いします。その他ございませんか。

委員 35ページの特別支援教育の充実の主な取組「支援体制の整備」に教職員に対して専門的な研修を実施しますとありますが、現在、適応教室に通っている子の中にも特別支援教室に通っている子が多くなっています。そういった状況にあるので、特別支援担当の職員だけでなく、全職員で取り組むというようなもう少し強い表現をお願いします。

事務局 ここに表現しているのは、一部の教員に特別な研修をするという意味ではありませんが、事務局の意図が伝わらない書き方になっているということですので検討をさせていただきます。

会長 他にはどうでしょうか。後日でもご意見をいただくことは可能ですか。

事務局 事務局としては、意見があれば10月5日までにメール等をお願いしたいと思います。

会長 それでは、ご意見等があれば10月5日までに事務局宛にご連絡いただくこととして第4章は終了させていただきます。続いて「第2次相生市教育振興基本計画に係る指標（案）について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 （資料に基づき説明）

会長 説明が終わりました、指標（案）についてご意見、ご質問等ございませんか。

委員 施策1－4の健やかな体の育成の③食育に関心があると答えた保護者の割合という項目と施策1－5の学びを支える体制の充実の③地域教育力が充実していると感じている教職員の割合についてです。指標は、施策を行って効果を測るためのものだと思いますので、この2つは施策と直接関わりがないように感じます。1つ目は、施策が保護者向けであればこそその指標だと感じるのと2つ目は地域教育力を高める取組を施策としているからこそ、教職員がそれを評価できるのではないかと感じました。

会長 いかがでしょうか。

事務局 施策1－4の③食育に関心があると答えた保護者の割合という項目についてですが、給食だよりを通じての食育として、保護者を通じて子どもたちに伝えてもらうということを念頭においたものとなっております。先ほどご意見いただきましたとおり、最終は子どもたちに伝わるというところになりますので、検討させていただきます。同じように、学びを支える体制の充実の③地域教育力が充実していると感じる教職員の割合についてですが、施策としては声かけ運動835や相生型の幼小中一貫教育は地域を含めたものとしておりますので、登下校の見守り活動も含めて、学校がある地域の教育力を測るものとして、この指標を考えておりましたが再度検討させていただきます。

会長 学校評価と書かれているものについては、既に項目としてあるのでしょうか。

事務局 現在の学校評価にない項目もありますが、今後の各幼小中の学校評価において把握していくというものもあります。

会長 それでは、先ほどの項目については事務局で検討いただくとしまして、その他いかがでしょうか。

委員 施策1―5に「困ったとき、何でも話せる人がいると答えた児童生徒の割合」というのがありますが、範囲が広すぎると思います。勉強に困った時とか誰に話せるかなど具体的にしたいほうがいいのではないかと。

事務局 学びを支える体制の充実を測りたいので、友達、保健室や担任の先生など、一人一人イメージする人が違うと思います。学校だけではなく家でも地域の人でもよいと考えており、子ども達をとりまく体制が充実しているかを広く測りたいということから設定しております。悩みもそれぞれ違うこともありますのでこの指標によって、どこかに自分を守ってくれる人がいるということを知りたいと考えております。

委員 分かりました。意図することが伝わるように学年によって質問する言葉を検討していただければと思います。

会長 その他にはいかがでしょうか。

委員 施策1―2 確かな学力の定着の③言葉で話せることができるいうのがあってこれは言語活動の成果を測る指標だと思いますが、話せるというのは狭いという感じがしますがいかがでしょうか。

事務局 言葉で表すことができるということにしておりますので、話すことだけではなく書いて表現することも含めたものとして、測っていきたいと考えております。

委員 この質問には誰が答えるのか。

事務局 学力状況調査になりますので、児童生徒が答えることになります。

委員 子どもが自分で問いに答えるだけなのか、何か答えたものを文部科学省ができていいのか判断することになるのか、どちらになりますか。

事務局 子どもたちが質問に答える自己評価になります。

会長 指標案についても10月5日までにメール等で事務局までご意見等をお願いします。それでは、最後に第2次相生市教育振興基本計画に係る基本目標（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局 （資料に基づき説明）

会長 ありがとうございます。ご意見等ございますでしょうか。具体的な案については、次回提案されるということです。

会長 よろしいでしょうか。

会長 それでは、全体を通してご意見やご質問等ございませんでしょうか。ないようであれば、これを持ちまして議事を終了します。その他として事務局をお願いします。

事務局 次回は、基本目標（案）と指標の実績と目標値を盛り込んだ振興計画（案）、参考として生涯学習分野をお示しできればと考えております。次回の第4回を10月27日（水）、第5回を11月15日（月）、両日ともに19時から開催予定としておりますので、委員の皆様ご出席をお願いいたします。以上です。

会長 ご質問等は大丈夫でしょうか。ないようであれば、第3回審議会を終了させていただきます。ありがとうございます。